

本年9月25日から

# 日豪AEO相互承認

が実施されます。

令和元年6月27日に財務省関税局と豪州国境警備隊（Australian Border Force）との間で署名されたAEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）相互承認に係る取決めについて、日本と豪州において当該取決めの実施のための準備を行い、**本年9月25日から**実施することとしましたのでお知らせ致します。

## ベネフィットの概要

### 審査・検査の簡略化

- 日本のAEO輸出入者の貨物が豪州で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。また、豪州のAEO輸出入者の貨物が日本で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

## ベネフィットの利用方法

### 1. 豪州における利用方法

- ① 日本のAEO輸出入者の方は、「日豪相互承認用コード」を各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- ② 皆様の「日豪相互承認用コード」を豪州の取引相手にお知らせください。
- ③ 豪州の輸出入者がそのコードを豪州での輸出入手続の際に入力することで、皆様の貨物が豪州での輸出入手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

### 2. 日本における利用方法

- ① 豪州のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、豪州のAEO輸出入者が保有する13桁のコードを相手方に確認してください。
- ② 13桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換してください。
- ③ 日本での輸出入申告の際に、輸出入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：豪州のAEO輸出入者が保有するコード（13桁）の体系】

13桁の事業者ID：（例）AU12345678901

# 豪州のAEO事業者が保有する13桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
規則	A	U	事業者ID(11桁)										

## 日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
規則	A	U	事業者ID(11桁)										
例	A	U	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>



2桁目のUを削除

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	事業者ID(11桁)										
例	A	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>



日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話：0138-40-4254
東京税関	電話：03-3599-6343
横浜税関	電話：045-212-6125
名古屋税関	電話：052-654-4169
大阪税関	電話：06-6576-3391
神戸税関	電話：078-333-3071
門司税関	電話：050-3530-8312
長崎税関	電話：095-828-8801
沖縄地区税関	電話：098-862-9291



# 【参考】新旧対照表

## 令和4年6月以降

ベネフィットの利用方法

2. 日本における利用方法

- ① 豪州のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、豪州のAEO輸出入者が保有する**13桁**のコードを相手方に確認してください。
- ② **13桁**のコードを次のルールに従って12桁に変換してください。
- ③ 日本での輸出入申告の際に、輸出入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：豪州のAEO輸出入者が保有するコード（13桁）の体系】

**13桁**の事業者ID：（例）AU12345678901

豪州のAEO事業者が保有する**13桁**のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
規則	A	U	事業者ID(11桁)										

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
規則	A	U	事業者ID(11桁)										
例	A	U	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>

**2桁目のUを削除**

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	事業者ID(11桁)										
例	A	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>

## 令和4年5月以前

ベネフィットの利用方法

2. 日本における利用方法

- ① 豪州のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、豪州のAEO輸出入者が保有する**11桁**のコードを相手方に確認してください。
- ② **11桁**のコードを次ページのルールに従って12桁に変換してください。
- ③ 日本での輸出入申告の際に、輸出入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：豪州のAEO輸出入者が保有するコード（11桁）の体系】

**11桁**の事業者ID：（例）12345678901

豪州のAEO事業者が保有する**11桁**のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
規則	事業者ID(11桁)										

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
規則	事業者ID(11桁)										
例	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>

**A**（1行目挿入）

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	事業者ID(11桁)										
例	A	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>